

自動車検査独立行政法人
平成21年度業務実績評価調書

平成22年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営の評価（個別項目ごとの認定）

項目 中期計画	平成21年度計画	評価結果	評価理由	意見
<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底</p> <p>① 不当要求防止対策の充実</p> <p>検査法人は、厳正かつ公正に行う審査業務というサービスを利用者の方々に対して、公平に提供することが最も重要な任務の一つであることから、それを徹底していくため、引き続き、定期的な職場点検による適正な業務執行の意識徹底、不当要求防止責任者の選任及び巡回指導による管理・責任体制の強化、緊急時対応訓練の実施・警備の強化をはじめとして各種対策を実施します。</p>	<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底</p> <p>① 不当要求防止対策の充実</p> <p>検査法人は、厳正かつ公正に行う審査業務というサービスを利用者の方々に対して、公平に提供することが最も重要な任務の一つであることから、それを徹底していくため、引き続き、定期的な職場点検による適正な業務執行の意識徹底、不当要求防止責任者の選任及び巡回指導による管理・責任体制の強化、緊急時対応訓練の実施・警備の強化をはじめとして各種対策を実施します。</p>	S	<p>○昨年度から引き続き各種対策を実施するとともに、新たな対策を実施している。その結果、平成21年度の不当要求の発生件数は347件と前年度比29%減少している。また、警報装置作動による複数職員による対応、警察への通報など不当要求者への組織的対応を行うことを再徹底している。その結果、職員への暴力行為は、全体の3%と昨年同様低い割合となっている。</p> <p>○平成21年度は新たに、リスクマネージメントの専門家を招いており、不当要求を未然に防止するための方策等についての講義を実施している。</p> <p>○全事務所等において、不当要求への対応についての自己点検、不当要求防止責任者の選任及び警察との連携強化、防犯設備の設置などを実施している。</p> <p>○不当要求が多く発生している7事務所等の警備の強化、83事務所等における106回の緊急事態を想定した実地訓練などを実施している。</p> <p>以上のとおり、不当要求に対して各種の対策を実施しており、未然防止にも努めていることから、優れた実施状況にあると認められる。</p>	

<p>②新基準等に対応した審査方法等の整備 社会情勢の変化に伴って行われる道路運送車両の保安基準に関する細部規程の改正に対応し、審査事務規程の見直しを行います。</p>	<p>②新基準等に対応した審査方法等の整備 社会情勢の変化に伴って行われる道路運送車両の保安基準に関する細部規程の改正に対応し、審査事務規程の見直しを行います。</p>	<p>A</p>	<p>○道路運送車両の保安基準に関する細部規程の改正等に対応して4回にわたり審査事務規程の改正を行っており、必要な審査方法等の規程整備を行っている。 ○全国の指定整備工場に対して、規程の改正内容の周知徹底を図るために実施される講習会において講師を務めている。 以上から、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>③審査方法の改善 (ア) 審査事務規程の充実・明確化 審査業務における取扱いの細部について、審査の実態に照らして明確化を図るとともに、全国的に提出書面などの審査方法の統一を図る等、審査事務規程の規定内容の充実を図ります。</p>	<p>③審査方法の改善 (ア) 審査事務規程の充実・明確化 審査業務における取扱いの細部について、審査の実態に照らして明確化を図るとともに、自動車審査高度化施設の運用開始後の審査方法を追加する等、審査事務規程の規定内容の充実を図ります。</p>	<p>S</p>	<p>○灯火器の灯光の色について、これまでの視認による審査方法に加え測定機器による審査方法を規定している。 ○加速走行騒音を有効に防止するものであることを試験成績表により審査する場合の確認事項等を規定している。 ○自動車審査高度化施設の運用を開始するにあたり、審査の実施方法、審査結果の通知方法等に関し、審査事務規程に取り込むべき事項について国土交通省と連携を図り整理・検討を行っている。 以上のとおり、審査の実態及び社会的要請を踏まえて審査事務規程の充実を図っており、優れた実施状況にあると認められる。</p>	<p>自動車審査高度化施設の運用開始に向けて、今後も電子化、IT化を進め、効率的な業務の実施とともにユーザー利便の充実を図っていただきたい。</p>

<p>(イ) 諸外国の知見の活用 自動車の国際流通の進展やそれに伴う安全・環境基準の国際的な基準調和や自動車の型式認証の相互承認等が進展していくなか、自動車の検査業務についても国際的な視野から検討を進めます。 このため、審査業務を行う公的機関として、自動車の検査に関する国際会議であるC I T A（国際自動車検査委員会）等に定期的に参加し、諸外国の行政機関等との情報交換を行うことにより、日本の審査業務の改善に役立てることとします。</p>	<p>(イ) 諸外国の知見の活用 自動車の国際流通の進展やそれに伴う安全・環境基準の国際的な基準調和や自動車の型式認証の相互承認等が進展していくなか、自動車の検査業務についても国際的な視野から検討を進めます。 このため、審査業務を行う公的機関として、自動車の検査に関する国際会議であるC I T A（国際自動車検査委員会）等を通じて諸外国の行政機関等との情報交換を行うことにより、日本の審査業務の改善に役立てることとします。</p>	<p>A</p>	<p>○平成21年10月のC I T A総会に役職員を派遣しており、諸外国の行政機関等と情報交換を行なうとともに、検査法人の審査結果の電子化及びその活用方策等について情報提供を行っている。 ○C I T A総会の内容について、本部職員、各検査部企画官対象の会議において紹介を行っており、職員に対して広く情報を提供している。 ○C I T A総会で得られた、欧州における車載式故障診断装置（OBD）の活用事例等の情報について、新たな審査方法の調査検討を行う上での基礎情報として活用を図っている。 ○自動車基準認証国際化研究センター（J A S I C）に設置されている検査整備制度調査部に参加しており、諸外国の検査整備制度に関する動向の調査等を行っている。 以上のとおり、諸外国の情報収集だけでなく、日本における検査の動向に関する情報発信や得られた情報の活用にも努めており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>(ウ) 職員による改善 改善提案等、職員による改善のための活動を実施します。 なお、改善提案については、その内容に応じて表彰します。</p>	<p>(ウ) 職員による改善 改善提案等、職員による改善のための活動を実施します。 なお、改善提案については、その内容に応じて表彰します。</p>	<p>S</p>	<p>○業務の安全性、作業性等の改善意欲を高めるため、新たに業務改善に向けた取り組みを奨励・支援している。その結果、審査業務に使用する器具の改善、パソコンを活用した備品等の管理効率化等、全国で33件の取り組みが行われている。 ○職員からの意見・要望・提案等を受付ける「N A V I ポスト」に、情報処理に関する要望・提案を2件受け付け、改善を行っている。 以上のとおり、職員による改善提案の意識向上に努めており、優れた実施状況にあると認められる。</p>	

<p>④人材確保 厳正かつ公正な審査業務を実施するためには、国と一体となって取り組む必要があることから、国等との人事交流を円滑に行いつつ、審査業務の質の向上などへのサービス向上に向けた最適な人材の確保に努めます。</p>	<p>④人材確保 厳正かつ公正な審査業務を実施するためには、国と一体となって取り組む必要があることから、国等との人事交流を円滑に行います。</p>	<p>A</p>	<p>国等との人事交流を円滑に行っており、審査業務の質の向上が期待できる最適な人材確保に努めていることから、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>⑤職員能力の向上 検査の重点化に伴う検査要員の削減・再配置等に応じて、検査の質を維持するために研修内容の充実を図ります。 また、審査業務の高度化、新基準の導入、自動車の技術革新等に対応するため、新たな検査における判定等を的確に行えるようにするための研修を行います。</p>	<p>⑤職員能力の向上 検査の重点化に伴う検査要員の削減・再配置等に応じて、検査の質を維持するために研修内容の充実を図ります。 審査業務の高度化、新基準の導入、自動車の技術革新等に対応するため、新たな検査における判定等を的確に行えるようにするための研修を行います。</p>	<p>A</p>	<p>○検査要員の再配置等を踏まえ、検査の質を維持するため、平成21年度には以下の研修を行っている。 ○自動車審査高度化施設に対し職員の習熟を図るため、検査官等研修において、八王子事務所等を利用して見学研修、体験実習及び実務研修を実施している。 ○3次元測定・画像取得装置の実習を実施している。 ○新基準の導入に対応するための研修を行っている。 ○自動車の技術革新等に対応するため、自動車の新機構・新技術に関する研修を行っている。 ○審査業務中の重大事故（特に人身事故）の防止を図るため、危険予知訓練や審査業務における安全作業についての研修を実施している。 ○不当要求対応策の充実を図るため、職員等による講義の他、外部講師を招き法律問題及び訴訟事案についての講義や不当要求等に対する対応と排除に関する講義を実施している。 以上のとおり、職員能力の向上に努めており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	<p>更なる職員能力の向上を図って頂きたい</p>

<p>⑥職員の意欲向上</p> <p>職員一人一人が適正かつ確実な業務の実施を徹底し、かつ、向上意識を持てるようにするため、日常の審査業務の実績に加えて、業務改善の提案等の実績や職員の緊急時の対応状況等を評価し、表彰することなどにより、職員の業務への取組意欲の向上を図ることを目指します。</p>	<p>⑥職員の意欲向上</p> <p>職員一人一人が適正かつ確実な業務の実施を徹底し、かつ、向上意識を持てるようにするため、日常の審査業務の実績に加えて、業務改善の提案等の実績や職員の緊急時の対応状況等を評価し、表彰することなどにより、職員の業務への取組意欲の向上を図ることを目指します。</p>	<p>A</p>	<p>○業務への取組意欲の向上を図るため、次のとおり多様な業績を取り上げ、職員22名及び10事務所に対して業績表彰を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リコール事案や不審事案の発見に際し優れた業績が認められた職員6名 ・自動車審査高度化施設の操作指導及び改良に関し多大なる貢献をしたワーキンググループメンバー14名 ・自動車審査高度化施設の改善に関し優れた提案を行った職員2名・1事務所 ・3次元測定・画像取得装置の運用にあたり優れた改善提案を行った2事務所 ・連続無事故を達成した組織7事務所 <p>以上のとおり、多様な業績について表彰を行うことにより職員の業務への意欲向上を図っており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>⑦内部監査の充実</p> <p>業務がより適切に行われるよう、事務所等に対し本部・検査部役職員による調査・指導等の内部監査を計画的に実施します。</p> <p>また、適正な法人運営を維持するため、監査が一層適切に実施されるよう、態勢を整えます。</p>	<p>⑦内部監査の充実</p> <p>業務がより適切に行われるよう、事務所等に対し本部・検査部役職員による調査・指導等の内部監査を計画的に実施します。</p> <p>また、適正な法人運営を維持するため、監査が一層適切に実施されるよう、態勢を維持します。</p>	<p>A</p>	<p>○各事務所等に対して、本部による計画調査・指導を20か所、無通告臨時調査・指導1か所、検査部による調査・指導を22か所実施し、審査業務実施にあたり、安全が確保されるべき事項等の指摘を行うとともに、安全作業に向けた独自の取り組みを評価し、職員の安全管理に関する意識の高揚を図っている。</p> <p>○管理業務の適正を期するため、本部による指導調査を3か所実施している。</p> <p>○調査・指導において改善が必要と認められた事項については、全国展開するとともに、研修・会議等において再確認しており、対策の徹底を図っている。</p> <p>○監事監査について、12か所で監査事項に対応した専門知識等を有する職員が補助を行っている。</p> <p>○理事会出席、アンケート・ヒアリングにより、理事長のマネジメントに関する事項について監事監査を実施している。</p> <p>以上のとおり、着実な実施状況にあると認められる。</p>	

(2) 検査情報の電子化等による検査の高度化

① 新規検査等の高度化による不正な二次架装及び不正受検の防止

検査後の二次架装等を防止するため、既設機器・設備の状態及び審査作業の増加に留意しつつ、新規検査等における車両の状態を画像等として取得し、電子的に記録・保存する機器等を順次導入し、運用します。

申請書改ざん、受検車すり替え等の不正受検を防止するため、既設検査機器・設備の状態及び審査作業の増加に留意しつつ、検査結果等について電子的に記録・保存する機器等の順次導入を図ります。

(2) 検査情報の電子化等による検査の高度化

① 新規検査等の高度化による不正な二次架装及び不正受検の防止

検査後の二次架装等を防止するため、既設機器・設備の状態及び審査作業の増加に留意しつつ、新規検査等における車両の状態を画像等として取得するとともに、自動車の長さ、幅、高さ等の諸元について測定し、測定値を電子データとして取得する機能を合わせ持つ「3次元測定・画像取得装置」を順次運用します。

申請書改ざん、受検車すり替え等の不正受検を防止するため、既設検査機器・設備の状態及び審査作業の増加に留意しつつ、検査結果等について電子的に記録・保存する機器等により構成される「自動車審査高度化施設」を近畿検査部、中国検査部、四国検査部、九州検査部管内を中心に順次導入します。

また、本施設を導入した関東検査部他33箇所について、国土交通省、関係団体等と調整を図り、運用します。

S

< 3次元測定・画像取得装置 >

○新規検査等において車両の画像を取得するとともに、自動車の諸元を高い精度で測定し、測定値を電子データとして取得する機能を合わせ持つ「3次元測定・画像取得装置」を導入時期に応じ順次運用を開始するとともに、国の自動車検査情報システムへ本装置で取得した画像の提供を開始している。

< 自動車審査高度化施設 >

○検査結果等を電子的に記録・保存する機能を有した装置等により構成される「自動車審査高度化施設」を近畿検査部、中国検査部、四国検査部及び九州検査部管内を中心とした32か所の検査場を改修して導入している。
○八王子事務所等の同施設を利用して研修を実施し、職員の習熟に努めている。同施設の導入が完了した各検査場においても、所属する検査職員に対する習熟を行っている。
○前年度までに導入した関東検査部他33か所の検査場において、全面的に運用した場合の課題抽出、規程整理等のための試行として、関係団体等と調整を図っており、平成22年2月の1か月間運用している。

以上のとおり、3次元測定・画像取得装置及び自動車審査高度化施設の導入を審査業務に支障を生じることなく円滑に進め、順次運用を開始しており、優れた実施状況にあると認められる。

<p>②検査情報の有効活用 検査情報が各種国土交通施策に有効活用されるよう、審査結果の電子化、審査方法の整備を図るとともに、既設検査機器・設備の状態及び審査作業の増加に留意しつつ、予算に応じて必要な機器の導入を行います。</p>	<p>②検査情報の有効活用 検査情報が各種国土交通施策に有効活用されるよう、審査結果の電子化、審査方法の整備を図るとともに、既設検査機器・設備の状態及び審査作業の増加に留意しつつ、予算に応じて審査結果等の電子化に対応した「自動車審査高度化施設」を近畿検査部、中国検査部、四国検査部、九州検査部管内に順次導入します。 また、本施設を導入した関東検査部他33箇所について、国土交通省、関係団体等と調整を図り、運用します。</p>	A	<p>○「自動車審査高度化施設」を近畿検査部、中国検査部、四国検査部及び九州検査部管内を中心とした32か所の検査場を改修して導入している。 ○八王子事務所等の同施設を利用して研修を実施し、職員の習熟に努めている。同施設の導入が完了した各検査場においても、所属する検査職員に対する習熟を行っている。 ○前年度までに導入した関東検査部他33か所の検査場において、全面的に運用した場合の課題抽出、規程整理等のための試行として、関係団体等と調整を図っており、平成22年2月の1か月間運用している。 以上のとおり、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>③受検者への審査結果の情報提供 利用者の方々に適切な整備を実施していただけるように、審査結果について合否判定結果だけでなく数値による情報提供を行うための調査・研究を実施し、順次情報提供を実施することに努めます。</p>	<p>③受検者への審査結果の情報提供 利用者の方々に適切な整備を実施していただけるように、審査結果について合否判定結果だけでなく数値による情報提供を自動車審査高度化施設の運用状況に応じて実施するとともに、引き続き調査・研究を実施します。</p>	A	<p>○「自動車審査高度化施設」を近畿検査部、中国検査部、四国検査部及び九州検査部管内を中心とした32か所の検査場を改修して導入している。 ○アフターパーツ等の国際見本市において、来場者を対象に審査結果記録表（試行版）に対するアンケート調査を行っており、自動車ユーザーの保守管理の視点に立った情報提供が行えるよう項目の選定、数値の表示方法等について検討を行っている。 以上のとおり、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>④新たな審査方法の検討 審査業務の効果を向上させるため、車載式故障診断装置の活用等、新たな審査方法の調査検討を国土交通省等と連携しつつ行います。</p>	<p>④新たな審査方法の検討 審査業務の効果を向上させるため、車載式故障診断装置の活用等、新たな審査方法の調査検討を国土交通省等と連携しつつ行います。</p>	S	<p>○車載式故障診断装置（OBD）の排出ガス検査への活用について、諸外国に役職員を派遣してOBDを活用した排出ガス検査に関する活用状況等の調査を行うとともに、外部の専門家等で構成する「自動車検査用機械器具の改善に関する調査・研究検討会」において、実用化に向けた検討を行っている。 以上のとおり、OBDを活用した検査の実用化に向け、優れた実施状況にあると認められる。</p>	OBD は非常に重要な今後の技術。積極的な検討を評価。

(3) 受検者等の安全性・利便性の向上

① 受検者等の事故防止対策の実施

要員規模の見直しによる審査の案内の減少、業務の重点化による初めての受検者や高齢者等の増加によって、事故の増加が見込まれますが、安心してご利用いただけるようにするため、安全作業マニュアルの充実、最低地上高検知装置、案内板、音声誘導装置の設置をはじめとした施設改善等により、国土交通省の講じる民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置の効果を加味しつつ、受検者等の事故を平成18年度に比べ、期末において20%以上削減します。

(3) 受検者等の安全性・利便性の向上

① 受検者等の事故防止対策の実施

要員規模の見直しによる審査の案内の減少、業務の重点化による初めての受検者や高齢者等の増加によって、事故の増加が見込まれますが、安心してご利用いただけるようにするため、安全作業マニュアルの充実、最低地上高検知装置、案内板、音声誘導装置の設置をはじめとした施設改善等により、国土交通省の講じる民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置の効果を加味しつつ、受検者等の事故を平成18年度に比べ、14%以上削減します。

特に、検査法人が責任を有する事故について、15%以上削減します。

S

○新たな事故防止対策として、「黒煙検査等・安全作業マニュアル」の策定や安全対策補助員の配置、車両間隔確保のために検査場入口側に遮断機を設置するなどの実証実験、外部専門家による事故情報の分析を行っており、事故削減に向け更なる対策を行っている。

○平成21年度安全衛生実施計画を策定し、事故ゼロの取り組み、マルチテストによる受検車両損傷事故等の防止、安全作業マニュアルに基づく作業の徹底などを重点事項として定めており、各種会議等において周知し職員の意識改革を図っている。

○奇数月の第2火曜日を「事故の発生件数ゼロの日」と定めており、職員の安全意識高揚を図るとともに、受検者等に対しても周知し、事故防止に取り組んでいる。

○平成21年度に更新した自動方式検査機器には、案内板及び音声誘導装置を装備しており、このうちマルチテストについては、最低地上高検知装置を装備するなど、施設の改善に取り組んでいる。

○各事務所等において、事故原因の分析・再発防止対策の徹底を図っており、各種会議等で情報の共有に努めている。

○このように、引き続き事故の発生しやすい箇所に対し受検者への明確な注意表示等の対策や、職員の事故防止に対する意識向上等に努めており、さらに平成21年度には新たな対策も行っている。その結果、平成21年度における事故件数は162件と平成18年度比28%減少している。また、検査法人が責任を有する事故についても、80件と平成18年度に比べ30%の削減となっている。以上のとおり、事故防止に取り組んだ結果事故件数の削減率は目標を大きく上回っており、優れた実施状況にあると認められる。

事故の定義を明確にすべき。また、具体的内容について、より詳細な説明があれば説得力が増すのではないか。

<p>②利用しやすい施設と業務運営 (ア) 施設・設備の適切な老朽更新等 検査機器の老朽更新については、更新が滞って機器年齢が上がったため、故障発生率が高くなった検査機器を重点的に更新することにあわせて、安全対策を施した検査機器の更新、音声誘導装置等の設置を図ることにより、検査機器の故障等によるコース閉鎖時間を平成18年度に比べ期末において20%以上削減し、利便性の向上を図ります。</p>	<p>②利用しやすい施設と業務運営 (ア) 施設・設備の適切な老朽更新等 検査機器の老朽更新については、更新が滞って機器年齢が上がったため、故障発生率が高くなった検査機器を重点的に更新することにあわせて、安全対策を施した検査機器の更新、音声誘導装置等の設置を図ることにより、検査機器の故障等によるコース閉鎖時間を平成18年度に比べ14%以上削減し、利便性の向上を図ります。</p>	<p>S</p>	<p>○故障発生の可能性及び審査業務への影響度が大きい検査機器（大小兼用機器15基、マルチテスタ17基、小型用機器4基、二輪機器5基）の老朽更新を行っており、これら全てに音声誘導装置及び機器等名称看板を装備している。 この結果、検査機器の故障等による検査コース閉鎖時間は、約2,873時間と平成18年度と比較して20%減少している。特に、ヘッドライトテスタ損傷事故による検査コース閉鎖時間は、平成18年度と比較して95%減少している。 以上のとおり、利用しやすい施設の業務運営に向け優れた実施状況にあると認められる。</p>	
<p>(イ) 利用しやすい施設の整備 中期目標期間中に更新又は新設する検査機器（各検査機器で110基程度）については、すべて音声誘導装置及び機器等名称看板を装備し、受検者が安全にご利用いただけるものとするよう努めます。</p>	<p>(イ) 利用しやすい施設の整備 平成20年度中に更新又は新設する検査機器（各検査機器で36基程度）については、すべて音声誘導装置及び機器等名称看板を装備し、受検者が安全にご利用いただけるものとするよう努めます。</p>	<p>A</p>	<p>平成21年度に更新した自動方式検査機器（大小兼用機器15基、マルチテスタ17基、小型用機器4基、二輪機器5基）には、すべて音声誘導装置及び機器等名称看板を装備しており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>(ウ) 受検者の要望の把握 受検者にとって利用しやすい施設整備と業務運営を図るため、受検者に対してアンケート調査を実施するなどにより、受検者の要望の把握に努めます。</p>	<p>(ウ) 受検者の要望の把握 受検者にとって利用しやすい施設整備と業務運営を図るため、受検者に対してアンケート調査を実施するなどにより、受検者の要望の把握に努めます。</p>	<p>S</p>	<p>○検査場におけるサービスの向上や施設の改善に資するため、全国の主要な自動車検査場10か所において、受検者に対するアンケート調査を実施しており、受検者のニーズの把握に努めている。 ○調査の結果については、受検者の属性等を踏まえて分析を行った上で、次年度の検査官等研修において、安全作業に関する研修を充実させるとともに、「ヒヤリハット」の事例検討を行い、事故防止を図ることとしている。 以上のとおり、アンケート調査の結果を分析し業務の改善等にも反映しており、優れた実施状況にあると認められる。</p>	<p>利用者の視点に立ったサービス向上のため、積極的に行ってほしい。 アンケート調査等による事故防止の実績などを明らかにするよう努力してほしい。</p>

<p>(工) 国と連携した予約制度の運用 厳正かつ公正な審査を実施しつつ、利用者の待ち時間の低減を図るため、国と連携して検査の予約制度を適正に運用します。</p>	<p>(工) 国と連携した予約制度の運用 厳正かつ公正な審査を実施しつつ、利用者の待ち時間の低減を図るため、予約システムの改善等を検討の上、国と連携して検査の予約制度を適正に運用します。</p>	<p>A</p>	<p>○検査予約について、国と連携した検査処理能力に応じた予約枠数の設定等により、利用者の待ち時間の低減に努めている。 ○利用者の利便性向上を図るため新たな予約システムを構築することとしており、平成21年度は現行システムの問題点・改善要望等について調査を行うとともに、新たな予約システムのアプリケーションソフトの構築に着手している。 以上のとおり、予約制度の適正な運用に向け国とともに改善・検討しており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	<p>利用者の利便性向上に資するものであり、今後の成果に期待。</p>
<p>(4)自動車社会の秩序維持 ①不正改造車対策の強化 (ア)街頭検査の強化 基準に不適合な自動車や不正に改造した自動車を排除していくために、国土交通省等の要請に応じて、これに協力して、国土交通省の講じる民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置に伴い、中期目標期間中に44万台以上の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施していきます。 また、効果的かつ効率的な街頭検査を行うため、国土交通省と協力して、色度計等の新たな機器の導入を検討します。</p>	<p>(4)自動車社会の秩序維持 ①不正改造車対策の強化 (ア)街頭検査の強化 基準に不適合な自動車や不正に改造した自動車を排除していくために、国土交通省等の要請に応じて、これに協力して、国土交通省の講じる民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置に伴い、11万3千台以上の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施していきます。 また、効果的かつ効率的な街頭検査を行うため、国土交通省と協力して、色度計の導入に対応した審査方法の整備を図ります。</p>	<p>S</p>	<p>○国土交通省及び各都道府県警察等の協力を得て、検査回数や1回当たりの台数の増加に努めており、13万台の車両について街頭検査を実施し、目標値を15%上回っている。 ○街頭検査の内容についても、深夜の暴走族等を対象とした深夜街頭検査、「初日の出暴走」の不正改造車に対する特別街頭検査など、社会的要請に対応した街頭検査を積極的に実施している。 ○効果的・効率的な街頭検査を行うため、国土交通省と協力して、色度計を用いた場合の測定方法及び判定値を審査事務規程に定めている。 以上のとおり、目標台数を上回るだけでなく、効果的な街頭検査の実施にも努めており、優れた実施状況にあると認められる。</p>	

<p>(イ) 不正改造車撲滅のための啓発活動 不正改造車を排除するため、カスタム・カー等のショウにおける不正改造車、用品販売店における保安基準に適合しないおそれのある用品等について、啓発活動を行います。</p>	<p>(イ) 不正改造車撲滅のための啓発活動 不正改造車を排除するため、カスタム・カー等のショウにおける不正改造車、用品販売店における保安基準に適合しないおそれのある用品等について、啓発活動を行います。</p>	<p>S</p>	<p>○3つのカスタムカーショウに自動車検査官を延べ39名派遣しており、保安基準に適合しないにもかかわらず、公道走行が出来ない旨の表示をしていない展示車両110台に対して文書により注意喚起している。 ○カー用品販売会社5社10店舗に自動車検査官を延べ51名派遣しており、保安基準に適合しないおそれのある61件について、適切な表示等を行うよう注意喚起している。 ○アフターパーツ等の国際見本市の行政関連セミナーにおいて講演を行うとともに、展示会場のブースにおいて法人の活動のPRを行っている。 以上のとおり、不正改造車を排除するための様々な啓発活動を行っており、優れた実施状況にあると認められる。</p>	
<p>②その他国土交通施策への貢献 (ア) リコール対策への貢献 審査業務の実施を通じて車両等の不具合情報の収集に努め、当該情報を国土交通省に積極的に提供する等により、リコール対象車の早期発見等に役立てるとともに、国土交通省の要請に応じて受検者への注意喚起などを行います。</p>	<p>②その他国土交通施策への貢献 (ア) リコール対策への貢献 審査業務の実施を通じて車両等の不具合情報の収集に努め、当該情報を国土交通省に積極的に提供する等により、リコール対象車の早期発見等に役立てるとともに、国土交通省の要請に応じて受検者への注意喚起などを行います。</p>	<p>S</p>	<p>車両不具合情報システムにより各事務所から収集した情報のうち、不具合情報に該当すると思われる情報16件（前年度6件）について、国土交通省に対して車両不具合情報として報告を行っている。また、検査法人の指摘が発見の動機となったリコールが9件（前年度2件）届出されている。 このように、優れた実施状況にあると認められる。</p>	
<p>(イ) 盗難車両対策への貢献 自動車の盗難防止等を図るため、車台番号の改ざん受検事案について、国への通報の取り組みを行います。</p>	<p>(イ) 盗難車両対策への貢献 自動車の盗難防止等を図るため、車台番号の改ざん受検事案について、国への通報の取り組みを行います。</p>	<p>A</p>	<p>車台番号の改ざん等を180件発見しており、国土交通省地方運輸支局等へ通報を行うとともに、連携を取って調査に協力している。その結果、盗難の疑いがある車両16台については国土交通省地方運輸支局等から警察への通報が行われており、その内、4台が盗難車であることが判明している。 このように、着実な実施状況にあると認められる。</p>	

<p>(ウ) 利用者の審査業務に関する理解の向上 自動車の検査の役割及び検査方法等 に関して国等が行う各種キャンペーン 等へ参画します。 審査事務規程などの審査に関する情 報をインターネット等により発信する とともに、環境報告書を作成し公表しま す。</p>	<p>(ウ) 利用者の審査業務に関する理解の向上 自動車の検査の役割及び検査方法等 に関して国等が行う各種キャンペーン 等へ参画します。 審査事務規程などの審査に関する情 報をインターネット等により発信する とともに、環境報告書を作成し公表しま す。</p>	<p>S</p>	<p>○春秋の全国交通安全運動に参画している他、 不正改造車排除運動、点検整備推進運動及び ディーゼルクリーン・キャンペーンに参画し ており、街頭検査を通じ審査業務に関する理 解の向上に努めている。 ○審査事務規程等自動車の審査に係る最 新の情報や環境報告書をホームページに掲 載している。 ○審査業務及び検査の高度化の取組等につい て利用者等の理解を得るため、アフターパ ーツ等の国際見本市の出展ブースにおいて資 料の配布、上映及び説明を行っている。 ○法人のパンフレット及び業務紹介ビデオの 英語版を作成し、外国人利用者等に対して審 査業務に関する理解を求めている。 以上のとおり、利用者の審査業務に関する理解 の向上のため最新の情報の発信に努めており、 優れた実施状況にあると認められる。</p>	
<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成する ためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営 ① 要員配置の見直し 民間指定整備工場による指定整備率の向 上に応じて、新規検査、街頭検査、ユーザー 車検の受皿機能等に重点化することや、審査 業務の電子化を推進することなどに伴い、業 務量の変化を適切に把握し、事務所等毎の要 員の配置計画を策定・実施することにより、 要員配置の見直しを適切に実施し、効率的な 業務の実施に努めます。</p>	<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成する ためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営 ① 要員配置の見直し 民間指定整備工場による指定整備率の向 上に応じて、新規検査、街頭検査、ユーザー 車検の受皿機能等に重点化することや、審査 業務の電子化を推進することなどに伴い、業 務量の変化を適切に把握し、事務所等毎の要 員の配置計画を実施することにより、要員配 置の見直しを適切に実施し、効率的な業務の 実施に努めます。</p>	<p>A</p>	<p>平成19年6月に策定した検査要員の配置計 画（以下「要員再配置計画」という。）に従っ て検査要員の削減を行っており、着実な実施状 況にあると認められる。</p>	

<p>②審査手数料の収納体制の整備 受検者の利便性の低下を招かないよう、審査手数料の収納体制の整備を図ります。</p>	<p>②審査手数料の収納体制の整備 受検者の利便性の低下を招かないよう、審査手数料の収納体制を引き続き維持します。</p>	<p>A</p>	<p>○自動車審査証紙による審査手数料の収納方式を採用し、この販売を自動車検査登録印紙の売りさばき人に委託し、国の印紙と同一の窓口で販売することによって、受検者の利便性の低下を招かないよう措置している。 ○自動車審査証紙の発注、発送、在庫管理等を本部で一元的に行う効率的な業務執行体制を整備しており、売りさばき人の手間も軽減されている。 以上のとおり、審査手数料の収納は混乱なく引き続き順調に行われており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>(2)業務運営 ①一般管理費及び業務経費の効率化目標 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に4を乗じた額）を4.5%程度抑制します。 また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に4を乗じた額）を1.5%程度抑制します。</p>	<p>(2)業務運営 ①一般管理費及び業務経費の効率化目標 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成19年度に対して6%程度抑制します。 また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成19年度に対して2%程度抑制します。</p>	<p>S</p>	<p>○全国的に調達可能な役務や物品については本部で一括調達しているとともに、出張におけるバック商品等の利用促進、コピー用紙の両面使用等により経費削減を図っている。 ○システム最適化によりPCネットワークシステムの回線利用料などの経費を削減している。 ○予算の執行状況を踏まえ、四半期毎に配賦額を調整することで経費の抑制を図っているとともに、検査機器関連消耗品の在庫管理の徹底により経費削減に努めている。 ○これらにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、平成19年度に対して8.8%抑制している。 また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、平成19年度に対して7.0%抑制している。 以上のとおり、一般管理費及び業務経費の効率化を図っており、優れた実施状況にあると認められる。</p>	

<p>②随意契約の見直し</p> <p>国における見直しの取り組み「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）等を踏まえ、一般競争入札の導入・範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図ります。</p>	<p>②随意契約の見直し</p> <p>国における見直しの取り組み「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）等を踏まえ、一般競争入札の導入・範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図ります。</p>	A	<p>○契約について、競争性、透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成20年11月総務省行政管理局長の「独立行政法人における契約の適正化について」を踏まえ、総合評価方式、企画競争及び再委託の把握措置について内部規程を整備しており、業務運営の一層の効率化を図っている。</p> <p>○平成21年11月閣議決定「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」を踏まえ、契約監視委員会において点検・見直しを実施しているとともに、新たな随意契約の見直し計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、一般競争入札に移行することとしている。</p> <p>○平成19年12月閣議決定「公共サービス改革基本方針」を踏まえ、官民競争入札等監理委員会の議を経て、中央実習センターの管理・運営業務と自動車検査用機械器具の保守管理業務について民間競争入札を実施しており、随意契約の縮小に努めている。</p> <p>以上のとおり、一般競争入札の導入・範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図っており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>③資産の有効活用</p> <p>研修施設について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行います。</p>	<p>③資産の有効活用</p> <p>研修施設について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、平成20年度に講じた措置を踏まえ、有効活用に努めます。</p>	A	<p>中央実習センターについては、従来から国土交通省等の受託研修を実施しているが、さらに効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、中央実習センターの一部施設の貸出規程のうち、貸出可能な施設を拡大するための検討を行っており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	

<p>(3) 主要な業務・システムに係る最適化計画の策定等 主要な業務・システム(年間のシステム運用に係る経常的な経費が1億円以上)である「PCネットワークシステム」について、システム構成及び調達方式の抜本的な見直し並びに最適化計画の策定を行うため、国の行政機関の取り組みに準じて、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図る観点から、平成19年度末までのできる限り早期に最適化計画の策定を行うとともに、策定した最適化計画を速やかにインターネット等により公表し、実施します。</p>	<p>(3) 主要な業務・システムに係る最適化計画の策定等 主要な業務・システム(年間のシステム運用に係る経常的な経費が1億円以上)である「PCネットワークシステム」について、平成19年度に策定した最適化計画に従い、平成20年度に引き続き、最適化を実施します。</p>	<p>A</p>	<p>○平成20年3月に策定・公表した最適化計画に基づき、「メールシステム」等の最適化を実施しており、メール機能の絞り込みを行うことによりユーザー情報の一元管理が可能となる等、合理化を図っている。 ○サーバ構成を見直すことで拡張性が広がっており、大幅な情報変更にも柔軟な対応が可能となっている。 以上のとおり、システムに係る最適化計画を通じた業務運営の一層の効率化を図っており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</p>	<p>3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</p>	<p>A</p>	<p>予算をもとに計画的に執行されており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由の他、年度当初の運営資金、収入不足への対応のための経費が必要となる可能性があるため、短期借入金の限度額を3,000百万円とします。</p>	<p>4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由の他、年度当初の運営資金、収入不足への対応のための経費が必要となる可能性があるため、短期借入金の限度額を3,000百万円とします。</p>	<p>—</p>	<p>平成21年度は該当無し</p>	
<p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画</p>	<p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画</p>	<p>—</p>	<p>平成21年度は該当無し</p>	
<p>6. 剰余金の使途 施設・設備の充実・改善及び広報活動に使用する。</p>	<p>6. 剰余金の使途 施設・設備の充実・改善及び広報活動に使用する。</p>	<p>—</p>	<p>○平成21年度は該当無し。 ○将来の審査件数の減少に伴う欠損の発生に備える必要があり、また、法人の経営努力により生じた利益を区別することは困難であることから、当期総利益は独立行政法人通則法第44条第3項に規定される特定の使途に充てる目的積立金ではなく、同条第1項の積立金として留保することとしている。</p>	

<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額 (百万円)</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査施設整備費</td> <td>13,507</td> <td rowspan="4">自動車検査独立 行政法人施設整 備費補助金</td> </tr> <tr> <td>審査場の建替等</td> <td>2,665</td> </tr> <tr> <td>審査機器の更新等</td> <td>3,437</td> </tr> <tr> <td>審査上屋の改修等</td> <td>7,405</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 審査施設整備費は、国の施設整備に関連した審査場施設の新設等や老朽化に伴う施設の改修等のための費用であり、国の施設整備に関連して増減する場合があります。</p>	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	審査施設整備費	13,507	自動車検査独立 行政法人施設整 備費補助金	審査場の建替等	2,665	審査機器の更新等	3,437	審査上屋の改修等	7,405	<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額 (百万円)</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査施設整備費</td> <td>3,719</td> <td rowspan="4">自動車検査独立 行政法人施設整 備費補助金</td> </tr> <tr> <td>審査場の建替等</td> <td>756</td> </tr> <tr> <td>審査機器の更新等</td> <td>938</td> </tr> <tr> <td>審査上屋の改修等</td> <td>2,025</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 審査施設整備費は、国の施設整備に関連した審査場施設の新設等や老朽化に伴う施設の改修等のための費用であり、国の施設整備に関連して増減する場合があります。</p>	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	審査施設整備費	3,719	自動車検査独立 行政法人施設整 備費補助金	審査場の建替等	756	審査機器の更新等	938	審査上屋の改修等	2,025	<p>A</p>	<p>一部の事業について、国が保有する施設と合築となり国の建替えスケジュールに合わせるため翌年へ繰り越しているが、全体計画に支障が出るものではなく、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源																										
審査施設整備費	13,507	自動車検査独立 行政法人施設整 備費補助金																										
審査場の建替等	2,665																											
審査機器の更新等	3,437																											
審査上屋の改修等	7,405																											
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源																										
審査施設整備費	3,719	自動車検査独立 行政法人施設整 備費補助金																										
審査場の建替等	756																											
審査機器の更新等	938																											
審査上屋の改修等	2,025																											
<p>(2) 人事に関する事項</p> <p>①方針</p> <p>保安基準の改正等により新規業務の追加等が想定されますが、業務運営の効率化、定型的一般事務の集約化、外部委託化等の推進などにより計画的削減を行い、人員を抑制することを目指します。</p> <p>②人員に関する指標</p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）を踏まえ、国家公務員に準じて、平成22年度において、平成17年度の人員に比べ5%以上を基本とする削減を行うこととします。</p> <p>また、国家公務員の給与と構造改革を踏まえ、役職員の給与について、その体系の見直しを進めるとともに、国家公務員の給与水準に照らし適切なものとなるよう定めます。</p> <p>更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、</p>	<p>(2) 人事に関する事項</p> <p>①方針</p> <p>保安基準の改正等により新規業務の追加等が想定されますが、業務運営の効率化、定型的一般事務の集約化、外部委託化等の推進などにより計画的削減を行い、人員を抑制することを目指します。</p> <p>②人員に関する指標</p> <p>事務所等毎の要員の配置計画に基づき、人員の削減を行います。</p> <p>また、国家公務員の給与と構造改革を踏まえ、役職員の給与について、その体系の見直しを進めるとともに、国家公務員の給与水準に照らし適切なものとなるよう定めます。</p> <p>[参考1]</p> <table border="1"> <tr> <td>20年度末の常勤職員数</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>64人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>21年度末の常勤職員数の見込み</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>50人</td> <td></td> </tr> </table>	20年度末の常勤職員数	8	64人		21年度末の常勤職員数の見込み	8	50人		<p>A</p>	<p>○平成19年6月に策定した要員再配置計画に従って検査要員の削減を行っている。</p> <p>○役職員の給与については、国家公務員の給与と構造改革を踏まえた給与体系となっており、国家公務員の給与水準に照らし適切なものとなっている。</p> <p>○検査法人独自の諸手当として「特殊勤務手当」があるが、これは、国では特殊勤務手当として支給されていたものが検査法人設立時に検査業務が移管されたため、国においては廃止となったもので、業務の特殊性は今なお存続していることから、適切性は確保されている。</p> <p>○法定外福利厚生費のうち個人に給付を行っているものは、弔電等・表彰、法定超付加給付があるが、いずれも国民の理解を得られる範疇であり、適切性は確保されている。</p> <p>以上のとおり、着実な実施状況にある。</p> <p>[参考]</p> <table border="1"> <tr> <td>平成21年度末常勤職員数</td> <td>850人</td> </tr> </table>	平成21年度末常勤職員数	850人															
20年度末の常勤職員数	8																											
64人																												
21年度末の常勤職員数の見込み	8																											
50人																												
平成21年度末常勤職員数	850人																											

<p>人件費改革を平成 23 年度まで継続します。</p> <p>[参考 1] 平成 17 年度の常勤職員数 871 人 期初 (H19) の常勤職員数 865 人 期末 (H22) の常勤職員数の見込み 827 人</p> <p>[参考 2] 中期目標期間中の人件費の総額見込み 25,569 百万円</p>	<p>[参考 2] 21 年度の人件費の総額見込み 6,387 百万円</p>			
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------	--	--	--

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

平成21年度業務実績の自己評価調書：自動車検査独立行政法人

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：32項目）

（32項目）

SS	0項目	
S	13項目	
A	19項目	
B	0項目	
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

自動車検査独立行政法人は、厳正かつ公正・中立に保安基準適合性の審査業務を実施するため、組織を挙げて不当要求の防止に取り組んでおり、発生件数が前年度から大幅に減少する等の効果をあげている。

さらに、不正な二次架装及び不正受検の防止、審査情報の有効活用、受検者への審査結果の情報提供などを目指して、3次元測定・画像取得装置の導入時期に応じた運用を行い、国土交通省の自動車検査情報システムに本装置で取得した画像の提供を開始している。また、自動車審査高度化施設の導入及び導入時期に応じた運用についても、精力的に取り組んでいる。

新たな審査方法としては車載式故障診断装置（OBD）の活用に関する検討を行っており、今後の重要な技術として、積極的に取り組んでいる。

また、受検者等の安全性・利便性の更なる向上を目指し、新たに「黒煙検査等・安全作業マニュアル」を策定しており、黒煙検査等の際の追突事故防止に努めることなどにより、事故の件数が大幅に減少するなどの成果をあげている。さらに、検査コース入口に遮断機を設置した実験的試みを行うなど、事故防止について積極的に取り組んでいる。

この他、自動車社会の秩序維持を目指し、不正改造防止のための啓発活動を行っている。街頭検査においては社会的な要請への対応に努めるとともに、審査件数についても目標値を大きく上回る実績を上げている。

業務運営の効率化に関しては、計画に基づく要員の削減や一般管理費と業務経費の大幅な抑制を行うとともに、随意契約の縮小やメールシステムの最適化を図ることなどにより、着実に合理化を図っている。

このように、自動車検査法人の業務は計画どおり着実に実施されていると認められる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

車両不具合情報システムによる各事務所からのリコールに繋がる情報収集の推進を図り、リコール対象車の早期発見について更なる貢献に取り組むことが必要。

また、アンケート調査や予約システムの改善など、利用者の視点に立ったサービス向上への取り組みについて、今後の実績に期待する。

自動車審査高度化施設の運用開始に向けて、今後も電子化、IT化を進め、効率的な業務の実施とともにユーザー利便の充実を図ることが望まれる。さらに、将来的に自動車審査高度化施設を活用することにより、リコールに繋がる不具合情報の抽出等が期待されることから、関係機関と連携を密にして本施設が早期に全国で運用されることを望む。

（その他）

総務省政独委「平成20年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」等についても適切に対応していると認められる。（別紙参照）

総合評価 （SS, S, A, B, Cの5段階） A	（評定理由） （項目別評点の最頻値）
-----------------------------------	-----------------------

総務省政独委「平成20年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」等への対応の実績及びその評価

	実績	評価
<p>○政府方針等</p> <p>①これまでに実施された事業仕分け(21年11月及び22年4月)で当該法人に係る事項が対象となっている場合には、事業仕分けの評価結果を踏まえた対応</p> <p>②業務・事業は、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に限定されているか。</p> <p>③研究開発関係の事業をはじめとする他の独立行政法人等で類似の取組を行っている事業について、重複排除、事業主体の一元化や効率的な連携が図られているか。</p>	① 該当なし	
	<p>② 国は道路運送車両法に基づき、全ての自動車ユーザーに対して検査義務を課していることから、検査法人が行っている安全・環境基準への適合性の審査業務(以下「審査業務」という。)は、民間では利益を確保しにくい地方も含め、全国一律に実施する必要がある。</p> <p>さらに、民間では申請を拒否されることも有り得る改造車や特殊な構造の自動車等に対する審査業務も行わなければならないなど、独立行政法人でなければ実施が困難な業務である。</p> <p>検査法人の業務は、上記のような審査業務に限定されている。</p>	妥当であると認められる。
	③ 該当なし	
<p>○財務状況</p> <p>①法人又は特定の勘定で、年度末現在に100億円以上の利益剰余金を計上している場合、その規模の適切性(当該利益剰余金が事務・事業の内容等に比し過大なものとなっていないか)</p> <p>②事業の受益者の負担、民間からの寄付・協賛等の自己収入の拡大に向けた取組</p>	① 該当なし	
	② 平成20年1月から審査手数料の自己収入化を図ることにより、運営費交付金(国費)を大幅に削減したところである。	妥当な取組み状況にあると認められる。

<p>○保有資産全般の見直し (実物資産)</p> <p>①保有する建物、構築物、土地等について、</p> <p>i)法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、</p> <p>ii)事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性</p> <p>iii)現在の場所に立地する業務上の必要性等</p> <p>iv)資産の利用度等</p> <p>v)経済合理性</p> <p>といった観点に沿った保有の必要性についての検証(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証)</p>	<p>① 検査法人が保有する実物資産は、検査場と中央実習センターの建物、中央実習センターの用地及び自動車検査用機械器具である。</p> <p>これらの実物資産は、検査法人の任務・設置目的を達成するうえで必要最小限なものに限られており、有用・有効なものである。また、資産規模も適切である。</p> <p>なお、検査法人の業務は、国の検査・登録業務と一体不可分のものであるため、国の運輸支局等と同一敷地に立地する必要がある。</p>	<p>妥当であると認められる。</p>
<p>②賃貸により使用する建物、構築物、土地等について、</p> <p>i)法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、</p> <p>ii)事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性</p> <p>iii)現在の場所に立地する業務上の必要性等</p> <p>iv)資産の利用度等</p> <p>v)経済合理性</p> <p>といった観点に沿った賃借の必要性についての検証(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証)</p>	<p>② 検査法人が賃貸により使用している建物と土地は、事務室と検査場敷地が該当するが、検査法人設立時に使用していたものについては、引き続き無償使用が認められている。また、当法人設立以降に建て替え工事を行ったものは、それ以降、賃貸により使用しているものである。これらの建物と土地は、当法人の任務・設置目的を達成するうえで必要最小限なものに限られており、有用・有効なものである。また、資産規模も適切である。</p> <p>なお、検査法人の業務は、国の検査・登録業務と一体不可分のものであるため、国の運輸支局等と同一敷地に立地する必要がある。</p>	<p>妥当であると認められる。</p>
<p>③上記の検証結果及び財務諸表における減損又はその兆候、「遊休資産」等の状況等を踏まえ、</p> <p>i)本来業務に支障のない範囲での有効活用可能性の多寡、</p> <p>ii)政策的必要性や効果に応じた必要最小限の保有・賃借となっているか、</p> <p>iii)効果的な処分</p>	<p>③ 中央実習センター内の一部教室について、貸出に関する規定を整備し、本来業務に支障のない範囲(夏休み期間中等)で資産の有効活用に努めている。なお、「遊休資産」は存在しない。</p>	<p>妥当であると認められる。</p>
<p>といった観点に沿った処分等の検討及び検討結果を踏まえた取組</p> <p>④特に、東京事務所、海外事務所、研修施設等について、引き続き設置し続ける必要があるか、効率化を図ることができないか等(廃止、統合、組織の枠を超えた共用化等ができないか)</p>	<p>④ 東京事務所、海外事務所については該当しない。中央実習センターでは、全国の検査官等を対象として審査業務に求められる高い専門性を維持するほか、審査業務の高度化等へ対応するために、平成21年度は37コース(230日)の研修を実施している。このように、施設の有用性・有効性は確保されており、引き続き設置し続ける必要がある。</p>	<p>妥当であると認められる。</p>

<p>(金融資産)</p> <p>①個別法に基づく事業において運用する資産(以下「事業用資産」という。)について、任務を遂行する手段としての有用性・有効性、事務・事業の目的及び内容等に照らした資産規模の適切性の観点からの見直し(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証)及び見直し結果を踏まえた取組</p> <p>②事業用資産以外も含め、保有する現金・預金、有価証券等の資産について、負債や年度を通じた資金繰りの状況等を考慮した上で、保有の必要性、保有目的に照らした規模の適切性の観点からの見直し(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証)及び見直し結果を踏まえた取組</p> <p>③融資等業務以外の債権のうち貸付金について、当該貸付の必要性の検討</p> <p>④積立金の規模</p>	① 該当なし	
	② 現金・預金は、主に前受審査手数料として生じるものであり、未払金、退職給付引当金等の負債や資金繰りの状況等から必要最小限に保有しているものである。なお、有価証券は保有していない。	妥当であると認められる。
	③ 該当なし	
	④ 独立行政法人通則法44条第1項に基づく積立金の額は、326百万円である。(平成21年度末)	妥当であると認められる。
<p>(知的財産等)</p> <p>実施許諾等に至っていない知的財産について、その原因・理由、実施許諾の可能性、維持経費等を踏まえた保有の必要性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組</p>	該当なし	

<p>○資産の運用・管理 (実物資産)</p> <p>①保有する建物、構築物、土地等について、 i)活用状況等の把握 ii)活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証 iii)維持管理経費、施設利用収入等の把握 iv)アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組</p> <p>②賃貸により使用する建物、構築物、土地等について、 i)活用状況等の把握 ii)活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証 iii)維持管理経費、施設利用収入等の把握 iv)アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組</p> <p>③宿舎(借上物件を含む)について入居率が低い、空き部屋数が多い、当該独法の役職員以外の者の入居部屋数が多いものはないか。 ④宿泊施設及び教育・研修施設・ホール・会議所(借上物件を含む)で稼働率が低いものはないか。 ⑤展示施設(借上物件を含む)の利用者数と経費は適切か。 ⑥高額(取得価格5000万円以上)な設備・機器、車両・船舶の稼働状況と経費は適切か。</p>	<p>① 平成21年度から中央実習センターの管理・運営業務と関東検査部管内23事務所の自動車検査用機械器具の保守管理業務について、市場化テストにより民間競争入札を行い、アウトソーシングによる管理業務の効率化を図っている。</p>	<p>妥当な取組み状況にあると認められる。</p>
	<p>② 検査法人が賃貸により使用している建物と土地は、事務室と検査場敷地が該当するが、検査法人設立以降に建て替え工事が発生し、それ以降、賃貸により使用しているものである。これらの建物と土地は、検査法人の任務・設置目的を達成するうえで必要最小限なものに限られており、効率的に使用されている。</p>	<p>妥当な取組み状況にあると認められる。</p>
	<p>③ 該当なし</p>	
	<p>④ 中央実習センターでは、全国の検査官等を対象として研修を行っている。平成21年度は37コース(230日)の研修を実施している。</p>	<p>妥当であると認められる。</p>
	<p>⑤ 該当なし</p>	
	<p>⑥ 検査法人が保有する高額な機器は、4輪同時測定式自動方式検査用機器(マルチテスタ)である。当該機器は日常の審査業務に使用されており稼働状況は適切である。また、一般競争入札を実施しており、経費についても適正である。</p>	<p>妥当であると認められる。</p>

<p>(金融資産)</p> <p>①個別法に基づく事業において運用する資金について、運用方針等の明確化及び運用体制の確立</p> <p>②融資等業務による債権で貸借対照表計上額が100億円以上のものについて、貸付・回収の実績のほか、貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組</p>	<p>① 業務上の余裕金については、平成20年11月に資金運用規則を制定し、運用方針等を明確にしている。</p> <p>② 該当なし</p>	<p>妥当な取組み状況にあると認められる。</p>
<p>(知的財産等)</p> <p>特許権等の知的財産について、出願・活用の実績及びそれに向けた次の取組</p> <p>i)出願に関する方針の策定</p> <p>ii)出願の是非を審査する体制の整備</p> <p>iii)知的財産の活用に関する方針の策定・組織的な活動</p> <p>iv)知的財産の活用目標の設定</p> <p>v)知的財産の活用・管理のための組織体制の整備等</p>	<p>該当なし</p>	<p></p>
<p>○人件費管理</p> <p>①諸手当及び法定外福利費についての昨年度政独委からの指摘事項への対応(建研、奄美基金を除く)</p> <p>②「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」(平成22年5月6日総務省行政管理局長通知)の内容(i)法人の互助組織への支出の廃止、ii)食事補助の支出の廃止、iii)国や他法人で支出されていないものと同様の支出の原則廃止)が守られているか。</p> <p>③保険料の法人負担割合が21年度末時点で50%を超えていないか。</p> <p>④出張の際の支度料が21年度末時点で存在していないか。</p> <p>⑤法人の給与水準自体が社会的な理解の得られるものとなっているか。</p> <p>⑥国家公務員と比べて給与水準が高い場合、その理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。</p>	<p>① 昨年度の政独委において、特殊手当及び法定外福利費について指摘されている。特殊手当は、従来国が行っていた審査業務が検査法人に移管されたことに伴い、国において支給されていた特殊勤務手当を廃止し、検査法人が引き継いだものである。審査業務における勤務環境の劣悪性及び危険性といった業務の特殊性は今もなお存続しており、今後も引き続き支給することとしている。なお、検査法人では安全作業マニュアルを定めることなどにより、勤務環境の改善に努めているところである。</p> <p>また、法定外福利費については、いずれも国と同水準の支給であり、国民の理解を得られる範疇であることから、今後も引き続き給付することとしている。</p> <p>② 検査法人に互助組織は存在しない。また、食事補助の支出は検査法人設立時から行っておらず、国や他法人で支出されていないものと同様の支出の原則廃止については、いずれも守られている。</p>	<p>妥当であると認められる。</p> <p>妥当な取組み状況にあると認められる。</p>

<p>⑦国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況</p> <p>⑧総人件費改革についての取組の状況と平成18年度からの5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望(併せて、給与水準又はラスパイレス指数が上昇している場合には、その理由)</p>	<p>③ 国家公務員共済組合に加入しており、法律に基づいた割合を負担している。</p>	<p>妥当な取組み状況にあると認められる。</p>
	<p>④ 外国旅行については支度料の定額支給を行っていたが、平成21年11月以降は、国と同様、原則、支度料を支給していない。</p>	<p>妥当な取組み状況にあると認められる。</p>
	<p>⑤ 对国家公務員(行(一))との給与水準の比較指標(ラスパイレス指数)は95.9である。</p>	<p>妥当であると認められる。</p>
	<p>⑥ 該当なし</p>	
	<p>⑦ 国の財政支出割合は36%、累積欠損もない。</p>	<p>妥当であると認められる。</p>
	<p>⑧ 総人件費改革の取り組みは、国家公務員に準じて人員削減を行っており、平成21年度は平成17年度と比べ2.4%の削減となっている。平成22年度は平成17年度と比べ5%以上の削減を達成できる予定である。</p>	<p>妥当な取組み状況にあると認められる。</p>
<p>○契約</p> <p>①契約についての昨年度政独委からの指摘事項への対応</p> <p>②随意契約見直し計画における競争性のない随意契約の削減目標(件数)の達成状況</p> <p>③随意契約による契約において再委託割合(金額)が50%以上の案件がないか。</p> <p>④1者応札の割合(件数)が50%以上又は前年度より増加となっていないか。</p>	<p>① 競争入札を一層進める観点から、総合評価方式、企画競争及び再委託の把握措置について内部規程を整備した。</p>	<p>妥当な取組み状況にあると認められる。</p>
	<p>② 競争性のない随意契約については、平成21年度61件となり、削減目標(102件)を達成している。</p>	<p>妥当な取組み状況にあると認められる。</p>

	③ 随意契約による契約において再委託割合(金額)が50%以上となる案件はない。	妥当な取組み状況にあると認められる。
	④ 平成21年度の1者応札の割合は、35.4%となっており、前年度(40.4%)より減少している。	妥当な取組み状況にあると認められる。
○法人の長のマネジメント ①法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備されているか。 ②法人のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。 ③法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。 ④法人の長は、内部統制の現状を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。	① 理事会・理事懇談会(毎週)、全国検査部長会議(年3回)、全国検査課長会議(年2回)等を開催し、その場で訓示等を行っており、理事長がリーダーシップを発揮できる環境は整っている。	妥当であると認められる。
	② 理事長が現場事務所の巡視を行う際、理事長が直接現場職員に対して具体的に法人のミッションの周知を行っている。	妥当な取組み状況にあると認められる。
	③ 検査の判定をめぐる不当要求が多く発生しているが、対応マニュアルの作成、発生時の報告体制などを整備し、適切な対応に努めるとともに、定期的に巡視、調査指導を実施するなど組織的に対応している。また、検査場構内で発生する事故の原因等を把握し、その結果を安全衛生作業マニュアルに反映する等、事故防止について組織全体で対応している。	妥当な取組み状況にあると認められる。
	④ 理事長は現場事務所の巡視等において、内部統制の現状を直接確認・把握する環境が整っている。また、本部が行う調査指導の結果については、理事長報告するとともに、改善すべき課題については、期限を付して対応を求めている。改善結果については、イントラに掲載する等情報の共有化に努めている。	妥当な取組み状況にあると認められる。

<p>○法人の長のマネジメントに係る推奨的な取組</p> <p>①マネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか(評価指標の設定を含む)。</p> <p>②アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行い、その結果を次のアクションプランや予算等に反映させているか。</p>	<p>① 事故防止については、年度計画において数値目標を設定するとともに、毎年度安全衛生実施計画を策定している。</p>	<p>妥当な取組み状況にあると認められる。</p>
	<p>② 各年度の業務実績評価の際には適切にモニタリングを行い、その結果を次の年度の安全衛生実施計画(アクションプラン)や予算に反映させている。</p>	<p>妥当な取組み状況にあると認められる。</p>
<p>○その他内部統制</p> <p>① 監事監査において法人の長のマネジメントについて留意されているか。</p> <p>② 監事監査において把握した改善点等については、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告されているか。</p> <p>③ 各法人における事業の内部審査や自己評価について、法人内部限りで完結させず対外的な透明性が確保されているか、事業の実効性が上がるものとなっているか。</p>	<p>① 監事は、理事会等へ出席するほか、理事長に対してアンケート及びヒヤリングによる監査を実施する等、理事長のマネジメントに関する事項について留意されている。</p>	<p>妥当な取組み状況にあると認められる。</p>
	<p>② 監事監査において把握した改善点等については、その都度理事長及び関係役員まで報告されている。</p>	<p>妥当な取組み状況にあると認められる。</p>
	<p>③ 独法評価委員会及び契約監視委員会の評価を受け、かつ評価結果は、ホームページで公表しており、対外的な透明性は確保されており、かつ、事業の実効性も向上している。</p>	<p>妥当な取組み状況にあると認められる。</p>
<p>○関連法人</p> <p>① 委託先における財務内容を踏まえた上での業務委託の必要性、契約金額の妥当性等</p> <p>② 出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上での出資を継続する必要性</p> <p>③ 関係法人に利益剰余金がある場合の国庫等への返納の必要性</p> <p>④ 競争性を高めたコスト縮減、情報公開の徹底等が行われているか。</p>	<p>① 該当なし</p>	
	<p>② 該当なし</p>	
	<p>③ 該当なし</p>	

	④ 該当なし	
○中期目標期間終了時の見直し ①中期目標において、目標期間中に取り組むこととされている事項のうち、取組時期等が明記されていないものについて、目標達成に向けた各年度における具体的な取組状況	① 中期目標において、目標期間中に取り組むこととされている事項のうち、取組時期等が明記されていないものについては、目標達成に向けた各年度における具体的な取組を業務実績報告書に記載して評価を行っている。	妥当な取組み状況にあると認められる。
②業務実績の評価にとどまらず、業務の必要性や新たな業務運営体制の考察	② 中期目標期間終了時の業務実績評価の際、業務実績評価に留まらず、必要に応じ業務の必要性や新たな業務運営体制についても考察している。	妥当な取組み状況にあると認められる。
○業務改善のための役職員のイニシアティブ等 ①法人業務に対する国民のニーズを把握して、業務改善を図る取組を促すアプローチ ②法人における職員の積極的な貢献を促すための取組(例えば、法人の姿勢やミッションを職員に徹底する取組や能力開発のための取組等)を促すアプローチ	① 受検者へのサービス向上に資するため、受検者に対するアンケート調査を行っており、その結果については、施設及び業務の改善等に反映されている。	妥当な取組み状況にあると認められる。
	② リコール事案の発見や自動車高度化施設の改良に貢献した職員等22名と連続無事故等を達成した10事務所に対して業績表彰を行った。また、業務の安全性や作業性の向上についての改善意欲を高めるため、平成21年度から職場における職員の業務改善に向けた取組を奨励・支援したところ、全国で33件の取組が行われ、これらの取組の中から特に優れたものについては、表彰を行うこととしている。	妥当な取組み状況にあると認められる。
○個別法人 政独委からの平成20年度業務実績評価における指摘事項において個別意見があった事項(4法人6事項)への対応状況(当該法人のみ)	該当なし	